

# ○スポーツ大会等出場選手激励金交付要綱

平成6年5月23日

教育委員会告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、国際大会、全国的及び東北規模で行われるスポーツ・文化各種大会に参加出場する選手に激励金を交付し、町民のスポーツ・文化の普及奨励と技術の向上を図ることを目的とする。

(対象とする大会)

第2条 激励金の交付の対象となる大会は、文部科学省、厚生労働省又は日本体育協会が主催、共催又は後援する次に掲げる大会、及び日本体育協会加盟団体が主催又は共催する次に掲げる大会、その他特に教育長が認めた大会とする。ただし、選手派遣費補助金支給対象の各種大会は除く。

- (1) 国際大会
- (2) 国民体育大会
- (3) 全日本又は全国大会呼称の各種大会
- (4) 東北大会呼称の各種大会

(対象者)

第3条 激励金の交付の対象となる者は、各種大会の予選会又は選考会により、代表として前条に規定する大会に参加する選手であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、選手派遣費補助金支給対象となる者は除く。

- (1) 町内に住所を有している者
- (2) 会津坂下町出身で、かつ、家族が会津坂下町内に在住し、福島県に選手登録している者
- (3) その他特に教育長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、年度内に同一種目で激励金の交付を受けることができる回数は2回までとする。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は次のとおりとする。ただし、5名以上の団体出場の場合、及び対象となる大会が福島県内で開催される場合は、1人に対し規定額の80%を交付する。

- (1) 第2条第1号に規定する大会に出場する選手1人につき 2万円
- (2) 第2条第2号又は第3号に規定する大会に出場する選手1人につき 1万円
- (3) 第2条第4号に規定する大会に出場する選手1人につき 1万円

(激励金の交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、スポーツ大会等出場選手激励金交付申請書(様式第1号)に、資料を添え、教育長に提出しなければならない。

(激励金の交付決定)

第6条 教育長は、激励金の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査を行い、激励金を交付すべきものと認めるときは、激励金の交付を決定する。

2 教育長は、激励金の交付を決定したときは、その内容を申請者に通知するものとする。

(激励金の交付)

第7条 激励金は、激励金の交付決定を受けた者からの請求により交付するものとする。

(実績報告)

第8条 激励金の交付決定を受けた選手等は、第2条に規定する大会の終了後30日以内にスポーツ大会等実績報告書(様式第2号)を教育長に提出しなければならない。

(激励金の交付決定の取り消し)

第9条 教育長は、激励金の交付決定又は激励金の交付を受けた者に不正な行為があったと認められる場合は、激励金の交付を取り消し、又は、既に交付した激励金の返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月26日教委告示第4号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月9日教委告示第4号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月16日教委告示第2号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月11日教委告示第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日教委告示第2号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

スポーツ大会等出場選手激励金交付申請書

年 月 日

会津坂下町教育委員会教育長

申請者 住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

激励金の交付を受けたいので、スポーツ大会等出場選手激励金交付要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円 ( 名 × 円)
- 2 大会名
- 3 大会開催地
- 4 大会開催日 年 月 日
- 5 出場選手名
- 6 競技種目

様式第2号(第8条関係)

様式第2号(第8条関係)

スポーツ大会等出場選手激励金実績報告書

年 月 日

会津坂下町教育委員会教育長

住 所  
申請者  
氏 名 ㊟

会津坂下町スポーツ大会等出場激励金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 大会名
- 2 大会開催地
- 3 大会開催日 年 月 日
- 4 出場選手名
- 5 競技種目
- 6 成績